

提 案 理 由

報告第4号 専決第4号	委任専決処分をしたものについて 損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	本件は、公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。 【事故の概要】 令和8年4月5日、消防大会に向けての分列行進の練習を行うため、養父第4分団新津所有の消防車両を養父市商工会養父支所前駐車場に駐車しようとして後進したところ、後方に駐車していた車両に衝突したものであり、物損事故扱いとなっている。 ■損害賠償の額 127,072円（公益社団法人 全国市有物件災害共済会から補填） ■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0% ■協議の整った日 令和8年5月27日
報告第5号	令和7年度株式会社おおや振興公社の経営状況について
報告第6号	令和7年度やぶパートナーズ株式会社の経営状況について
報告第7号	令和7年度公益財団法人医療文化経済グローバル研究所の経営状況について
理 由	上記3件は、養父市が資本等の2分の1以上を出資している株式会社等の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものである。
承認第4号 専決第5号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和8年度養父市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
理 由	本件は、少雨・高温に伴う緊急渇水・暑熱対策事業を実施するため、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「令和8年度養父市一般会計補正予算（第2号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年8月12日付けで専決処分したことから同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものである。

議案第43号	養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
理 由	本件は、令和7年12月に策定した「養父市使用料及び手数料の見直し方針」に基づき、使用料及び手数料の見直し検討を行い、一部の使用料について改定を行うものである。 改正する条例は全32条例あり、うち使用料の金額に関する改正は、「養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例」等17条例、冷暖房等加算の見直しに関する改正は、「養父市立公民館条例」等20条例である。 なお、施行日は、令和9年4月1日からである。
議案第44号	養父市若者未来奨学金条例を廃止する条例の制定について
理 由	本件は、養父市若者未来応援奨学金について、令和9年度以降の新規奨学生の募集を終了することとしたため、当該条例を廃止するものであり、既に貸与の決定を受けた者及び返還中の者については、廃止前の規定に従って取り扱う経過措置を講じる。 なお、施行日は、令和8年10月1日からである。
議案第45号	小・中学校及び義務教育学校教育ＩＣＴ機器等の取得について
理 由	本件は、小・中学校及び義務教育学校教育ＩＣＴ機器等を取得するため、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。
議案第46号	損害賠償の額を定め和解することについて
理 由	本件は、八鹿小学校敷地内で、乗用芝刈り機で芝刈り作業を行っていた際に、巻き上げた小石が敷地外に飛び、フェンスを隔てた近隣民家の玄関ガラスに当たり、ガラスが破損した事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるもの。 【事故の概要】 令和8年7月17日、八鹿小学校敷地内で実施していた芝管理作業中、巻き上げた小石が敷地外に飛び、フェンスを隔てた近隣民家の玄関ガラスに当たり、ガラスを破損させたものである。 ■損害賠償の額 31,350円（全国町村会総合賠償補償保険から補填） ■過失割合 市の過失100% 相手方の過失0%

議案第47号	令和8年度養父市一般会計補正予算（第3号）
議案第48号	令和8年度養父市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第49号	令和8年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）
理 由	上記3件は、当面必要とする経費の補正を行うものである。
報告第8号	令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
理 由	本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。
認定第1号	令和7年度養父市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和7年度養父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和7年度養父市養父歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和7年度養父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和7年度養父市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
理 由	上記5件は、各会計における令和7年度決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、認定に付すものである。
認定第6号	令和7年度養父市水道事業会計決算認定について
認定第7号	令和7年度養父市下水道事業会計決算認定について
理 由	上記2件は、各会計における令和7年度決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定に付すものである。